## ◆黒石市起業移住支援補助金チェックシート◆

申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。
補助金の対象事業については、申請後に補助金の交付が決定してから着手していただきます。
交付決定前に着手している事業は対象となりません。

※補助金は予算の範囲内での交付となります。

**【担当】 黒石市商工課　商工振興係　0172-52-2111（内線641）**

### 以下の条件を満たしているか確認してください。　　受付日　　／

| チェック項目 | ✔を記入 |
|---|---|
| 新たに起業をする予定である、または起業をしてから１年以内である。<br>※個人事業者は開業届に記載されている起業日、法人は法人の設立日を起業した日とします。 | |
| 事業を２年以上継続することが見込まれること。<br>※２年分の事業の見通しと収支計画書をご提出いただきます。 | |
| 風営法第２条第１項に規定する風俗営業に該当する事業ではない。 | |
| 政治的または宗教的な活動を目的とする事業ではない。 | |
| 事業に係る活動をおおむね１週間当たり５日かつ２０時間以上行う。 | |
| 店舗を有する者にあっては、午前９時から午後７時までの間に４時間以上営業を行う。 | |
| 市内に事業所を設置する。※事業活動の拠点を黒石市内とする必要があります。 | |
| 特定創業支援等事業による支援を受けている。（※１） | |
| 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない。 | |
| 市税（法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がない。 | |
| 黒石市暴力団排除措置第２条第８号に規定する排除措置対象者でない。 | |
| 経費（※２）は起業に要する経費または、起業をした日から起算して1年以内の事業継続に要する経費である。 | |
| 事業の実績報告までに、個人事業者にあっては税務署へ開業届の提出を、法人にあっては設立登記を終えている。 | |
| 補助対象となる事業にはまだ着手していない。<br>※補助金の交付決定後に、対象事業に着手していただきます。 | |
| 起業後、２年間（１年ごとに２回）は黒石市へ事業実績が分かる書類を提出すること。 | |

| | |
|---|---|
| 起業にあたり黒石市へ移住したまたは移住する予定である。（※３）<br>※起業後、２年以上市に住所を有することが見込まれる方が対象です。２年以内に転出した場合は、移住に係る加算の全額をご返還いただきます。 | □ 移住あり<br>□ 移住なし |

**【注意事項】**

・事業が完了した日から30日以内または申請年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告をする必要があります。

・補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、事業実施前に市へ報告し指示を受けてください。（計画変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。）

・起業した日から２年以内に廃業することとなった場合は、黒石市起業移住支援補助金の全部または一部を返還いただきます。

**※１　特定創業支援等事業について**

黒石市が行う創業セミナー（年５回）または（公財）21あおもり産業総合支援センターが実施する創業個別相談で、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の４項目を含む創業支援を４回以上かつ１か月以上にわたり受講していただく必要があります。

４項目すべての知識を習得した方に申請に基づき黒石市が証明書を発行します。

**※２　対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）**

広告宣伝費・・・広告宣伝に要する経費

印刷製本費・・・チラシ、パンフレット、カタログ等の印刷等に要する経費

委　託　費・・・デザイン、Ｗｅｂページ作成等の外部への委託に要する経費

備品購入費・・・事業の運営に必要な設備、機械器具、じゅう器、備品等の購入に要する経費

工事請負費・・・事業の運営に必要な店舗または施設の改装または改修工事に要する経費

◎消耗品、パソコン・スマートフォン等の汎用性の高いもの、他の補助金の交付を受けた（見込みも含む）経費は対象外となります。

**※３　移住について**

起業６か月前から補助金の実績報告の提出期限までに黒石市へ転入する必要があります。

また、転入する直前の３年間、黒石市に住所を有したことがないことが条件です。